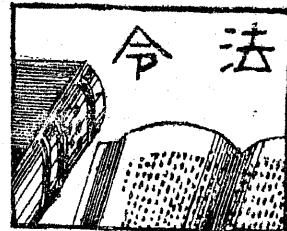


はしがき



▽道路行政に關係を有する法律、命令は勿論訓令、通牒等に至るまで、苟くも道路行政執行の任に當る人々の知らざるへからざることは總て本欄に於て回答するを以て隨意なく質問に於て回答するを以て隨意なく質問に於て回答するを以て隨意なく質問せられんことを望む。

質疑應答

一

問 町村道を府縣道に認定したる場合に於ても、府

縣道管理者は更に道路供用開始の手續を必要とするや（山梨縣Y・生）

答 道路の供用開始は、道路を爲るべき敷地其の他の物件を、道路としての公用に供すべき宣言であつて、之に依り始めて道路が成立するのである。道路法に於ては、此供用開始を、道路管理者の職權とも、管理者が道路の供用を開始するときは、地方の公布式に依り、之を告示すべきことを規定するが故に（道路法施行令第

問 道路法に規定する費用又は料金を滞納したる者

に對し、管理者は國稅徵收法に依り、督促手數料を徵收し得るや（東京市S・K・生）

答 國稅を指定の期日に完納せざる者に對しては、更に期限を指定し之を督促し、督促を爲したる場合に於ては、勅令の定むる所に依つて、督促手數料延滞金を徵收することを得へきは、國稅徵收たが、是は收入の歸屬者を定めた規定であつて、公共團體が徵收することを得る權能を認めたのてないことは、道路法に於て貢擔金その他の費用を徵收する場合は、何れも管理者の權限に屬せしめたことに依りて明かである（例へば第三十九條乃至第四十一條）殊に第五十五條が、個人の義務に屬する貢擔金、占用料、橋錢、渡錢其の他の費用は、國稅滞納處分の例に依り管理者が徵收することを得るべき旨を定めたのに依つて一層明かである、從つて管理者が徵收権者である以上は、收入金の歸屬すべき公共團體に關する市制又は町村制の規定に依つて、徵收すべきものでないことは明かである、故に是等法律の規定に依つて督促手數料を徵收し得ないことを疑のない所である、或は是等の收入は、市制第百三十一條、町村制第百十一條に所謂市町村の收入に外ならない爲之を滞納したる者に對しては、市町村は同様の規定に依りても、督促を爲し其の督促手數料を徵收し、又は滞納處分を爲し得るは當然であつて、道路法の規定は市制、町村制の規定を排斥すべきものでなく、兩法並立するのであると説明する者があるが誤である、蓋し市道町村道より生ずる収益も、道路法第四十四條の規定に依つて管理者の統轄する公共團體の收入には違ひないが、其の收入の因つて来るべき、徵收権を何者が行使するやは各法律の規定する所に依つて、解決すべき問題である、市制第百三十一條は市稅、使用料、加入金、過料、過怠金其の他の市の收入を、定期内に納めざる者あるときは、市長は期限を指定して督促し、督促を爲し

法第九條の規定する所であるが、道路法の規定に依る私人の義務に屬する貢擔金、占用料、橋錢、渡錢其の他の費用の賦課徵收に就きては、道路法上何等の規定なく、道路管理者の定め得る所であるが、其の賦課徵收に關じ手數料を徵收することは許されて居ない唯た是等の費用を納付せざる場合に於て、管理者は國稅滞納處分の例に依り徵收し得べきことを、道路法第五十五條が規定しただけである、從つて、其の徵收に付、國稅徵收の例に依るのではなく國稅徵收法中に於ける、滯納處分と同一の方法に依つて徵收することが出来るだけである、故に假令管理者が其の費用の納付に付督促を爲すも一般租稅と同様に手數料を徵收するこことが出來ないのである。（田中幹事）

三

問 市道、町村道に關する占用料其の他の道路より生ずる收入金の徵收に付、市制又は町村制の規定に依り督促手數料を徵收し得るや（東京市T・K・生）

答 本問を解決する爲には、道路より生ずる收入金の徵收権を有する者は、何人なるやを決定するに依りて自ら解決すべき問題である、蓋し收入金の納付を督促するは、收入金徵收権者の爲すべきものであつて、收入の歸屬者の爲すべきものでないからである、道路法第四十四條は道路の占用料、其の他道路より生ずる収益は、管理者たる行政廳の統轄する公共團體の收入とすべき旨を規定し

たる場合に於ては市條例の定むる所に依り、手數料を徵收することを規定し、其の徵收權を行ふ者が、公共團體に屬する場合を規定したのであつて、公共團體も徵收權を行ふ場合に限るべきものである。徵收權なき者が他人が賦課し命令したる占用料、其の他の収入金は納付を督促する権限は特に法律に依りて授權せざる限り爲し得べきものでない。若し論者の如く公共團體が徵收するものでありますれば、道路法第五十五條第二項の規定等は空文に属するこそ、爲る。(田中幹事)

四

問

都市計畫事業として、道路の改築を爲す場合に於て、必要あるときは無償にて瓦斯會社に瓦斯管の移轉を命ずることを得るや(神戸市長生)

答 道路に瓦斯管を埋設するは、道路の占用であつて之が占用の許可も道路に關する工事の爲必要あるときは、道路法第五十一條の規定に依り、其の占用の許可を取消し、其の效力を停止し、道路上に存する工作物其の他の物件を改築除却せしむることを得るが故に、瓦斯管の移轉を命ぜ得べきは勿論であるが同條は此場合に於ける損害の補償に關し、公益上の必要に依り前記の處分を爲す場合に於てのみ損害の全部又は一部を補償すべきことを規定し同條第一號乃至第四號に依り爲したる處分に依り生したる損害の補

償に關し何等規定せざるが爲道路に關する工事の爲必要ある場合

に瓦斯管の移轉を命したるときは、それに依り生したる損害を補償する必要がないことは明かである。常に道路管理者、瓦斯會社間に問題を爲るのは、道路を改築して電氣軌道を敷設する場合に於て、瓦斯管の移轉が専ら電氣軌道を敷設するが爲必要を生したる拘はらず之を道路に關する工事の爲必要なるものとして移轉を命ぜんとするこそである。電氣軌道を敷設するが爲瓦斯管を移轉せしむるのは、同條第五號に所謂公益の爲必要なるものとして瓦斯管埋設の爲にする道路の占用許可を處分すべきものであつて此場合に於ては移轉の爲生したる損失を補償することを必要とするのであるから、瓦斯管の移轉を要求する道路工事は如何なる範圍の道路工事であるかは重大なる問題を爲るのであるが、道路を道路構造令又は街路構造令に規定した標準に製造するのが所謂道路工事であつて、軌道を敷設するが爲構造令の標準以上に道路を建築するものは軌道工事である、例へば道路の建築としては瓦斯管の移轉を必要としないが、軌道を敷設する爲枕木を地下に埋設する必要上瓦斯管を移轉せしむる如きは軌道工事として觀察すべきものであつて、此場合に於て瓦斯管移轉の爲要する損失は軌道經營者に於て負擔すべきものである(田中幹事)